

三沢市ホームページ広告掲載取扱要領

平成20年4月15日

改正 平成23年12月19日

(趣旨)

第1条 この要領は、三沢市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いについて、三沢市有料広告掲載要綱（平成20年4月15日制定、以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置等)

第2条 広告を掲載する位置は、市ホームページのうち市長が指定する場所とする。

(広告の規格等)

第3条 市ホームページに掲載することができる広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル、横150ピクセル
- (2) 形式 画像形式は、GIF（アニメーション可）、JPEG又は、PNGのいずれかの形式とする。ただし、アニメーションなどの動きのあるものについては、閲覧者への身体的負担にならないように配慮されたものに限る。
- (3) 容量 10KB以下

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は1月単位とし、連続して掲載することができる期間は最大12ヶ月とする。ただし、掲載期間を 更新することができるものとする。

2 広告掲載期間中に市の都合により、更新、メンテナンス等で、市ホームページに掲載した広告を閲覧することができない期間が生じるときがあっても、掲載期間は延長しない。

(広告掲載料の額)

第5条 広告掲載料の額は、広告枠1枠当たり月額5,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(募集の方法)

第6条 広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）の募集は、募集する広告の枠数、募集期間等の必要事項を「広報みさわ」及び市ホームページ等に掲載して行うものとする。

(広告掲載の申し込み)

第7条 掲載希望者は、ホームページ広告掲載申込書（別記第1号様式）、掲載しようとする広告の案及び画像データを市長に提出しなければならない。この場合において、当該画像データの作成経費は、掲載希望者の負担とする。

(広告掲載の決定等)

第8条 市長は、前条の申込書を受理したときは、募集期間終了後、速やかに広告掲載の可否を決定し、書面により掲載希望者にその結果を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定するに当たっては、広告の案の内容及びリンク先について、三沢市有料広告掲載基準（平成20年4月15日制定、以下「基準」という。）第5条の規定に適合していることを確認するものとする。この場合において、疑義が生じたときは、市長は、要綱第7条に規定する三沢市有料広告審査委員会に審査を要求することができる。

(広告掲載料の納付)

第9条 前条第1項の規定により広告掲載の決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告掲載料を掲載開始日の5日前（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日（以下「休日」という。）土曜日又は日曜日でない日）までに一括納付しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りではない。

(広告の掲載)

第10条 市長は、第9条の規定により広告掲載料が納付された場合に限り、指定した広告枠に広告を掲載するものとする。

(広告主の変更)

第11条 広告主は、1月を単位として広告の内容又はリンク先を変更することができる。

2 広告主は、前条の規定により広告の内容又はリンク先を変更しようとするときは、変更しようとする日の10日前までに、ホームページ広告掲載変更申込書（別記第2号様式）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成20年4月15日から実施する。